

「魚沼の達人」認定制度実施要項

1 目的

魚沼の生活文化の中から生みだされてきた知恵や知識、及び特別な技術を持った能力のある人を、「魚沼の達人」と認定することにより、名譽と誇りをもち、市民の財産として継承されていくことを目的に認定要項を定めるものとする。

2 定義

「魚沼の達人」とは、昔からの生活文化の中から生まれてきた「技能」を継承し、更に豊富な知識と長年の経験により、「達人」であると世間の誰からも認められる人物で、かつ人としての温かみをそなえて、伝えることができる人を言う。

3 対象者

魚沼市に住所を有する人。

4 対象区分

生業を含めた次の表を対象区分とする。

区分番号	達人の区分		対象となるもの
区分1	伝統工芸の達人		伝統工芸（民芸品）制作に携わる方
区分2	生活の達人	衣・食・住	機織、染物、郷土料理、茅葺、わら細工、その他
		農林漁業 (農林水産業)	農具類、米、野菜、花作り畜産等 狩猟・川漁等
区分3	伝承芸能の達人		昔話、芝居、音頭とり、神楽・風俗、習慣の伝承者等
区分4	地域の達人		自然や環境保全、その他

5 認定基準

認定基準は、次のとおりとする。

- (1) おおむね60歳以上の人。
- (2) 地域文化に貢献してきた人、又は、している人。
- (3) 熟達した技芸、技能に、おおむね30年以上携わっている人。
- (4) 見識、経験、人格等周囲からの推挙に値する人。

6 認定審査委員

委員は、市長が委嘱した者9人で構成し、任期は2年とする。

7 役 員

認定審査委員会に次の役員をおき、委員長は委員会の議長となる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

8 申 請

申請は、別紙申請書により提出するものとする。ただし、申請に当っては、3人以上の推薦を必要とする。

9 審査及び登録

提出された申請書を認定基準に基づいて審査し、承認された者を登録する。

10 認定権者

認定者は市長とし、認定された人に認定証を交付する。

11 登録の取り消し

登録された者が本人の申出によるか、または転出、死亡した場合は登録を抹消する。

12 その他

- (1) 登録された者は、積極的に地域振興に貢献するものとする。
- (2) その他、必要な事項は、その都度認定審査委員会で決定する。

この要項は、平成19年10月1日より適用する。

令和3年4月1日より適用する。